

衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 6 月 9 日（火）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 ①株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第 57 号）
②株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（落合貴之君外 3 名提出、衆法第 22 号）
・西村国務大臣及び提出者落合貴之君（立国社）からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。
・西村国務大臣及び政府参考人並びに提出者落合貴之君（立国社）に対し質疑を行い、①について質疑を終局しました。
（質疑者）大島敦君（立国社）、早稲田夕季君（立国社）、森田俊和君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

大島敦君（立国社）

- (1) 地域経済活性化支援機構（REVIC）は地域経済の活性化に資する事業者に対し資金供給を行う官民ファンドという位置付けであるかの確認
- (2) 西村国務大臣の REVIC に対する評価
- (3) REVIC のこれまでの計上利益
- (4) 地方銀行が持ち込む案件は REVIC が受け付ける段階で支援の可否を判断しているかの確認
- (5) 法改正により支援・出資決定期限が延長された場合において想定される支援事業者の数
- (6) 現行法における支援・出資決定期限に向けて組織が人材不足となっていることに対する政府の見解
- (7) 支援先及び REVIC のガバナンスを担保していく方法の確認
- (8) 支援企業の経営に対し銀行も責任を担ってもらうという考えに対する政府の見解
- (9) REVIC の行う地域活性化支援事業等に対する評価
- (10) REVIC は企業の事業再生に特化すべきとの考えに対する西村国務大臣の見解

早稲田夕季君（立国社）

- (1) 議員提出法律案
ア 提出目的
イ 現行法でも支援可能となっている大規模事業者への支援機能を REVIC に担わせる規定を追加する趣旨
ウ 大企業への支援を行うことにより中小企業への支援がおろそかになるとの懸念に対する提出者の見解
- (2) 持続化給付金事業
ア 持続化給付金の事務委託に当たり、算出した予定価格を明らかにすべきとの考えに対する政府の見解
イ 政府が、持続化給付金の事務委託事業の落札率を事後に公表することが国民に不利益となるとしている根拠
ウ 今後の事業において予定価格を類推される恐れがあるという経済産業省の答弁は説明となっていないという考えに対する政府の見解
エ 商店街における会費や個人の家主の家賃収入の減収も持続化給付金の対象とすることの検討及び持続化給付金の支給要件の緩和に関する政府の見解

森田俊和君（立国社）

- (1) 大企業に対する支援を行う可能性
- (2) 条件が調った場合に大企業へ支援を行う準備ができているかの確認
- (3) R E V I C の本来の趣旨を踏まえた今後の支援見通し
- (4) 現状における相談件数及びその推移
- (5) 今後増加する案件への対応方針
- (6) 医療分野及び介護分野において果たす役割の大きさについての認識

塩川鉄也君（共産）

- (1) 支援対象となっている地域の中核企業の定義
- (2) 支援対象には、地域の中核企業といった特定の事業者が主に念頭にあるとの意見に対する見解
- (3) 事業再生支援に当たり雇用機会の確保を配慮した実績
- (4) いわゆるアベノマスクに国民から厳しい批判の声があがった理由
- (5) 第二次補正予算における 10 兆円の予備費は、政府与党の身勝手な都合を優先したものと批判に対する所見

浦野靖人君（維新）

- (1) 融資の際には、同時にデジタル・トランスフォーメーションを進める取組とセットにするなど生産性向上につながるようなスキームとすべきとの意見に対する所感
- (2) 社会全体のデジタル化を進めるため、政府として戦略的に取り組む必要性
- (3) 経済性だけでなく安全保障の観点からもサプライチェーンの国内回帰が必要との視点から、融資の際に企業に対する支援・指導を進める必要があるとの主張に対する所見
- (4) 議員提出法律案
 - ア 概要
 - イ 政府提出法律案との一番大きな違い